

特別職の職員の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成31年1月21日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第1号

特別職の職員の給料の特例に関する条例

平成31年2月1日から2月間における市長の給料については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号。以下「条例」という。）別表に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給する。この場合において、条例第4条及び第4条の2の規定の適用については、条例別表に掲げる額によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。